

2J-46

特17
263

156
652

明治三十四年四月

石山法器彙集

華藏閣

三番定專

蓮如入水鏡池



楠正勝墓

防畧圖



石山梵鐘

三番定專坊 石山法器彙集

○本尊阿彌陀如來略縁起

三番定專坊は人皇三十代の帝 欽明天皇攝津國草

刈の莊に觀獵まゝ鳳輦をめぐらしたまふこ、

におひて月卿雲客玉笛絲琴を以て詠曲を奏し天長

地久寶祚萬歳を奉りたまはば龍顏うらるとく歡慮を

めならせ給て辱なくも此地を讚場と稱すべしと

詔りたまふ今西成郡上中島三番村まれば其後

聖德太子四天王寺御創建のとき一ば此地に居

と占めたまふまれば依て同郡上中島に天王寺の莊



といふところ今に在り誠にまれ三寶興隆の勝地念
佛弘通の應蹟あるもの歟就中四十五代の帝 聖武
天皇の御宇天平年中行基僧正草刈の莊三番村一
宇を艸創して横玉山西光寺と號けたまふまされよ
このかた物換星移て楠多門兵衛橋正成より四代の
孫正勝此地に跡を留め本願寺四世善如上人に眞宗
の蘊奥をきゝて發心す同孫掃部助ハ七世存如上人
の御弟子となり法名を淨顯といふ然る處慧燈大師
のとき文明年中山城國竹田本遇寺逆心を狭むて恐
れ多くも大師を害し奉らんと謀りしに淨顯疾くま
れとどとりてすゝやかに退治せしめば慧燈大師深く其

功績を賞したまひ御感の餘り横玉山西光寺を改め
て善導大師の釋文によらせられ寺號を定專坊とし
本尊其外靈寶數多御附屬なしたまふ其中に於て此
方に安置し奉る本尊は佛師春日の彫刻に於て種々
の奇瑞まれり其中一と擧ぐれば當寺八代の住職
月笠法師常に御給仕申上候處御身拭まつき御頭と
御足と同一絹を用ひ候事かねてこゝろに憶ひ煩ひ
しに或夜本尊夢に告げたまはく月笠憚りなく意
にまかせて給仕せよと明かに告命したまふ斯る不
思議の靈瑞にまよませハ實に稀れなる尊像なり
○骨墨見眞大師之緣記

○この御影ハ高祖聖人御骨墨の眞影にして其來由を尋ね奉れば文應元年冬の頃聖人八十八歳の御時數多の御聖教御選述あそえされ御満足乃餘り御畫像二幅をえか、せたまふ其ときり御弟子乗信房關東より上洛致され聖人へ御消息を願えれけるに聖人其望よまかせて御消息に御満足の御影一軸を添えて乗信房に賜り、かり今一軸ハ聖人御許に止めたまふ弘長二年霜月廿八日満九十歳にて御往生を遂げさせられ御尊骸は東山鳥邊野に葬り奉り御遺骨ハ大谷に納めたまふ然るに文永九年に改めて細かに碎けたる御眞骨を御眞影よぬらせたたまふ其とき

残り、御眞骨を此御満足の御影よぬらせたたまふ依て骨墨の御影とは申し奉る御讃は覺如上人の御染筆なり此御影はもと竹田本遇寺に安置せしむと不慮の逆心によりて退轉後當院に開基淨顯法師大功あるによりて中與上人より當院へ御附屬あせハされたまふ其御文云大谷本願寺親鸞聖人骨墨の眞影文明十六年九月攝州西成郡草刈の莊三番村淨顯へ釋蓮如と御判をすへさせたまぬ又其後證如上人御染筆の添書を當院乃了宗法師へ賜ふ然れハ御眞影といひ御骨墨といひ其上三代乃善知識御意をこめさせられたる御眞影なり

○楠正成守本尊略縁起

此本尊は惠心僧都の御眞筆にして即ち楠正成の守
本尊なり其由来を尋ぬるに仁治元年秋八月後醍
醐天皇笠置山に遷幸しますます時御夢想に依て楠
正成官軍に屬し無二の忠義を顯はしたまふ故に従
五位の下太夫判官に任し攝河泉の守に補せらる其
後建武丙子三年五月二十五日兵庫港川に於て一族
郎黨七十四人同音に念佛して討死したまふ嗚呼忠
臣楠氏の高名末代の今に至りて聞くもの感涙を催さ
ぬものなり春秋四十三歳生涯の功比類なれよ依て
辱くも帝より正三位中將を謚りたまひ雲光寺と

號す又今上皇帝陛下より正一位を贈りたまふ正
成兼て覺如上人に拜謁して眞宗に歸依したまふ故
に數度の陣中にも此寶冠の如來を胃の中に納めて
常々大悲隨身の思ひをなしたまふ故に楠守本尊と
名づけ奉る然るに定專坊開基淨顯は正成七代の孫
存如上人の御弟子にして今に血脈相承す依て當院
に傳る大切の畫像也

○金泥九字名號一幅

見眞大師の眞蹟より楠正

○金泥十字名號一幅

成の所藏

○金泥十字名號一幅

見眞大師乃眞蹟にして本願寺第四世善如宗主より楠正

○經文拔書

一幅

見眞大師の眞蹟

○聖德太子楊枝之御影略縁記

この上宮太子乃尊像ハ楠正成傳來よりて楊枝の御影と名つけたてまつるなり其濫觴を尋ぬるに永徳二年楠正勝河内國赤坂城没落の後父正儀乃遺言に依て大和國十津川に住せよが舊徒攝州西成郡草刈の莊三番村に住す是に依て正勝の地より來り眞言密宗の勝院行基菩薩乃開基横玉山西光寺より住る然るは祖父正成も曾て本願寺第三世覺如上人より歸依したまふゆゑに父正儀の遺命に依て正勝は善如上

勝へ賜ふ

人に歸向し奉り即ち眞言宗を相改め眞宗の門徒となり其時見眞大師の御眞筆紺紙金泥十字の名號と與へたまふ其後十津川代士卒尋ね來り凡七百餘人門徒となる然るに同地に牛頭天王の神社あり即ち太子御自畫の尊像を彼の社壇に納め尊敬し奉るとある或夜の夢に聖德太子現はれたまひ仰せられてのたまふ様ハわれまの日本に來現せしハ全く他の義に非ざ守屋が邪見を降伏して佛法に威徳を顯はさんか爲めかり豈よ斯かる社壇に安置し尊敬を致すべきまを喜はせ速かに院内に安置せよと給ふまのとれ皆々驚き直に定專坊に安置し奉り尊重恭

敬せりと云云實に威徳不思議の御尊影なり

○三朝七高僧畫像 一幅 古畫 筆者不詳

○六字名號瓦一面緣起

抑も此瓦の御名號ハ元祖法然上人乃御眞筆なり此
濫觴を尋ね奉るゝ昔時南都東大寺大佛殿御建立の
時元祖法然上人への時の 帝勅命を以て大勸進を仰
せ付けらる然るに上人衆生濟度の御ひま在せられ
す御斷りたまひけり依て御弟子俊乘房重源に命じ
て日本六十餘州勸化して遂に大佛殿留遮那佛御建
立まゝけり其時大佛殿の瓦の面に法然上人御
眞筆と遊ハさせられたる瓦の御名號と申し奉るな

り

○見眞大師舍利 二粒 慧燈大師開基淨顯に賜ふ

○慧燈大師落齒 一片 慧燈大師開基淨顯に賜ふ

○六字名號 一幅 慧燈大師の眞蹟にして明應八年二月十八日開基淨顯に賜ふ

○慧燈大師水鏡畫像緣起

この中興上人水鏡の御壽像と申し奉る緣由ハ上人
八十五歳の御老體御往生まじかくならせられ耳目
手足身體こゝろやすからす豫てねがひ望む開山聖
人へ御暇乞申し上げたきよしを實如上人へ御通達

まゝくけられ早速御下向ありて兩聖人石山本願寺より御同道まゝくけり(蓮如聖人御病中大阪殿より御上洛之時明應八年二月十八日さんハ乃淨顯處にて前任聖人へ對し御申なされ候御一流の肝要とハ御文に委く候まゝと、められ候間今は申まきらかす者もあるまゝ候此分をよくく御心得あり御門徒中へも仰つけられ候へと御遺言の由に候然ハ前任聖人ハ御安心も御文のことく又諸國の御門徒も御文のことく信をいられよとの支證のためは御判をなされ候事と云云御一代聞書末其夜は三番定專坊淨顯方より御止宿あそはさる翌朝御

見送りの爲に御弟子門葉衢にこち場なあふれて敬ひ奉ること恰かも如來涅槃の會座に詣で、最後の御説法を聽聞せしいに一に殊ならん今御暇乞の御教化ぞと吾も々と集りしとなんぞのとき淨顯御記念を願ひ上げらるゝに六字の名號を書て與へたまひ仰せられけるやうは予が文に記すととり信心獲得すといふは第十八の願をこゝろするなりこ乃願をこゝろするといふは南無阿彌陀佛のすかたをこゝろするなり如來聖人の賜なるぞおろそかにおもふへからん又この壽像ハ明應七年七月この地へ臨みしとき境内の池水に面容をうつしそのまゝ、

繪相にうつたりそのこゝろはこれなからん世にも信心決定の人のみたともありこられたくもはれはなぬきよのかたみなりと御銘御讚御裏書までくハしく御認めあせばされて淨顯へ賜りしこ乃御壽像なり故に御病中御記念の畫像とを稱し奉る世に中興上人の御影數多ましくけれとも滅後唯今乃我等に御意を殘きせらる御壽像にハこれなり

○慧燈大師水鏡畫像裏書 一幅 實如上人明應七戊

午年七月二十八日 慧燈大師の肖像に裏書を加へ淨顯に

○見眞大師御俗姓 一卷

賜ふ 慧燈大師の眞蹟に して淨顯に賜ふ

○宗祖繪傳八幅緣起

此繪傳は本願寺三代目の宗主覺如上人御年二十二歳にして高祖聖人阪東北陸の御化導の昔を慕はせられ御巡跡の思食しきりにして草鞋竹杖にて其御經廻の迹をふませられ聖人面授口決の御門弟に御對面あせはし親く御在世御苦勞の有容をも聞しめされ悲歎の御涙袂をひたし戀慕の思食より滅後今日我々に其御在世與法利生の御苦勞を知らさん

る爲に御傳記御製作に相成は實に感戴し奉るべき事にはあらざや即ち覺如上人の眞筆にして御傳を記され御畫相ハ信濃國鹽崎康樂寺法眼淨賀の筆なれハ即ち是れ眞宗最初の御繪傳なり依て御流れを汲み奉る面々ハ親く聖人御在世の御苦勞を可思なり

○實如宗主畫像 一幅

○見眞大師御眞影摸像 壹軀

○顯如宗主畫像 一幅

○顯如宗主消息 一通

元龜天正年間大阪石山本願寺織田信長公と應兵代際當

坊四代了顯如上人に代り帥軍の時五月二十八日上人探筆したまふ御文なり

今度信長公與就對陣坊主衆へ雖在申聞旨不問心剩狼籍之働言語道斷の次第忽開山尊像とはとめ悉相果候は、可爲法流斷絶事歎入計候就其内々申談とささい法義の上から早速聞分られ無二の覺悟難有最感入候依之子彫刻なすところの開山聖人之御木像ゆとふ間ふところに納敵軍に可向誠よこれまで幾度歎ゆやふき所被凌候段佛力とは乍申開山聖

人の御廣徳と難有候猶此上なから可抽粉骨事肝要候彌信心決定候て門徒にも能々勸化候てもろともは極樂の往生ととげられ候可候穴賢々々

五月二十八日

顯如 御花押

三番了顯へ

○顯如宗主消息一通

天正八年大坂石山本願寺織田信長公と講和し四月大坂石山と退去紀伊國雜賀に移轉の旨攝津國坊主衆中門徒衆中へ宛て遣ハの御文

開山影像守申去十日 至紀州雜賀より下向候間此以來

諸國門徒之輩遠近より難路をいれきても開山聖人御座所へ參詣をいたさるへき事可爲報謝候隨而法義油斷有へからず候出るいきは入るまたさる人間のからひにて候早々雜行雜修のまゝをすて一心に阿彌他佛をたのみまいらせて後生たまへと申さむ人ハ必極樂に往生すへき事不可有疑候此上には報謝のため念佛申され候へく候空賢々々

卯月廿日

顯如

御花押

攝州坊主衆中へ 門徒衆中へ

○顯如宗主消息一通

天正八年四月大坂石山本願

寺退去々節四代了顯見眞大
師の眞影を護衛一紀州雜賀
へ同伴を感賞一閏三月廿五
日宗主探筆一たまふ淨顯へ
賜ふ御文なり
早々可染筆之處
煩故令遅々也

今度大坂退出之時坊主衆へ雖在申聞旨不同心剩狼
籍之働言語道斷之次第候然る處依有法義聞分 開
山聖人之御供申紀州へ罷下儀無二之覺悟難有最感
入候此般の儀に候間無退屈可抽粉骨事肝要候彌信

心決定候て門徒にも能々勸化候てもろとにもに極樂
の往生をとげられ候可候向後萬端可有馳走事專用
候也穴賢々々

閏三月廿五日

顯如 御花押

三番了顯へ

○緋法衣 一着

天正年間石山本願寺信長公と交戦
の際了顯顯如宗主より代り帥軍の時
此法衣を宗主より賜ふ

○軍揮扇 一握

天正年間石山本願寺信長公と交戦
の際了顯顯如宗主に代り帥軍の時
此軍揮扇宗主より賜ふ

○陣太鼓 一胴

天正年間石山本願寺信長公と交戦の際號令に用ゝ太鼓にして宗主より賜ふ

○古椀二組 朱塗

天正年間石山本願寺法會之時參集の講中に用ひゝ古椀にして宗主より賜ふ

○石山本願寺之梵鐘

天正年間石山本願寺交戦の際こ乃梵鐘を早鐘に用じと云了顯へ賜ふ

○了顯畫像縁起

抑三番了顯と申すは楠正成五代の孫開基淨顯より四代目の住職にして元龜元年石山本願寺顯如上人

織田信長公と交戦の事に依て攝津國尼ヶ崎より移り其後天正二年攝河の門徒數千人を率て大阪石山本願寺へ楯籠り比類なき勳功を顯はす此時顯如上人深く感賞まゝ御眞影並に御筆を染めさせられ御消息一通を授與したまふに了顯代理として數度強敵に向ひ上人の危急を援ひ奉る實は石山御法難には第一の忠勤不惜身命の舉動なり依て天正八年四月十日顯如上人御眞影を供奉し大阪退去紀州雜賀に移りたまふ節坊主中門徒中へ宛乃御消息當坊より廻達し終に定專坊に藏む又全年三月了顯紀州鷲の森顯如上人御在在を伺ひ奉りしに年來宗門長

盡力淺からざる旨を謝せん爲に御消息一通を授與
玉ふ合せて三通今よ年々怠慢なく春秋兩度に披
露し奉る有縁の門徒遠近を問はず數千人參集す
め、る成功の畫像也

○豊臣秀吉公寄附狀 一通 豊臣秀吉公寺領二千石

○豊臣秀吉公寄附狀 一通 了顯へ御寄附あるの書なり

贈られし書翰にして石山と
織田公と講和の後了顯信長
へ謁し上意を加へられしを
賀するの文なり

○鈴木飛彈守書翰 三通

○荒木攝津守村重書翰 一通

○荒木攝津守村重男村秀書翰 一通

○佃川和泉守和匡書翰 一通

○松井拾兵衛書翰 一通

○桑原仁右衛門書翰 一通

○如圭書翰 一通

○久富書翰 一通

○胡菴書翰 一通

○祐行書翰 一通

○伊丹志十郎書翰 一通

- 政書翰一通
- 大物當番書翰一通
- 大寺當番書翰一通
- 三番定專坊世系一卷
- 鎧草摺 廿四枚 楠傳來
- 鎧下肌着 三着 楠傳來
- 古鎗身 一鋒 楠傳來
- 古刀 一腰 楠傳來

附録

楠氏傳來遺品

- 菓子器 朱塗金紋
- 貝多羅葉
- 善導大師源空聖人畫像
- 硯
- 三部經紺紙金泥
- 狂歌
- 後西院天皇和歌 一軸
- 西行法師和歌
- 石山木願寺古瓦

太閤秀吉公より贈る

八代月筥の筆

楠正成公の所藏

八代月筥の所寫

曾呂利新左衛門

明治廿四年四月廿四日印刷
全 年四月廿五日出生

編輯兼發行者

大阪市北區河內町壹丁目五十九番屋敷

楠 覺 證

印刷者

大阪府東成郡天王寺村二千二百五十六番屋敷

森 祐 好

發兌書肆

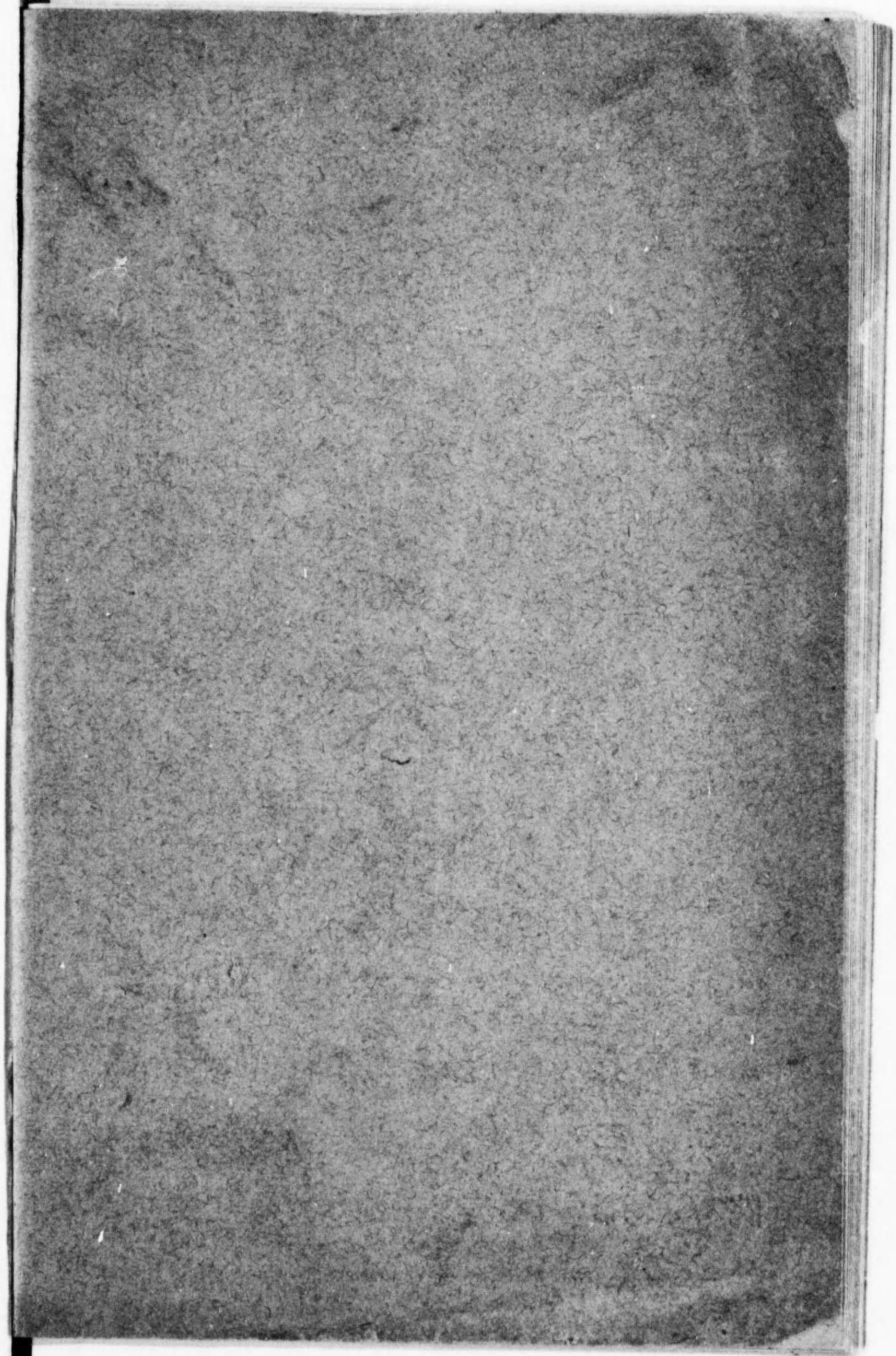
大阪市東區高麗橋壹丁目五十五番屋敷

文明堂 松本喜三郎

印刷所

大阪府東成郡天王寺村貳千貳百五拾六番屋敷

感化保護院



7J-46

特17
263

156
652

石山法器彙集

明治三十四年四月

華藏閣

017366-000-2

特17-263

石山法器彙集(三番定專坊)

楠 覺証/編

M24.4

ABF-0060

